

令和6年度第2回公共交通勉強会

令和7年 2月 7日
神戸運輸監理部兵庫陸運部
輸送部門

- 事業の運用改善
- 公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）
- 日本版ライドシェア（自家用車活用事業）

- 交通不便地域における持続的で利便性の高い交通サービスの実現には、タクシーや乗合タクシーがそれぞれの守備範囲を広げ、輸送力を強化するとともに、地域の実情に応じた交通サービスを選択しやすくするような制度・運用の改善が必要。
- また、自家用有償旅客運送により、タクシーや乗合タクシーを補完する際には、円滑に導入ができ、自家用有償旅客運送による交通サービスが持続的なものとなるような制度・運用の改善が必要。

タクシー（一般乗用）

- ①営業所ごとの法人タクシー車両の最低車両台数の緩和
- ②営業所等の施設設置要件の緩和

- ③運行管理のDXの推進

- ④地方部にUターン等した個人タクシー事業の経験者の活用

- ⑤タクシー事業者による乗合タクシー展開にあたっての法令試験免除
- ⑥タクシーと乗合タクシーの事業用車両の併用の柔軟化

- ⑦乗合タクシー事業における補完的な自家用車の活用

乗合タクシー（一般乗合）

- ⑧事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進

- ⑨交通空白地の目安の設定及び「地域交通の把握に関するマニュアル」の活用促進
- ⑩「地域交通の検討プロセスガイドライン」の活用促進
- ⑪「運送の対価」に係る目安の適正化
- ⑫更新登録手続の簡素化

自家用有償旅客運送

→ R5. 11. 24 近運自二公示第39号で措置済み

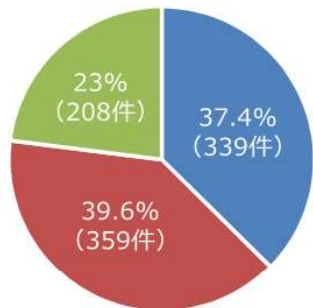
背景・必要性

- 営業所ごとに必要となる法人タクシー車両の台数は、原則 5 台となっており、新規参入が難しいほか、既存の法人タクシー事業者の事業の維持がままならなくなっている。

概要

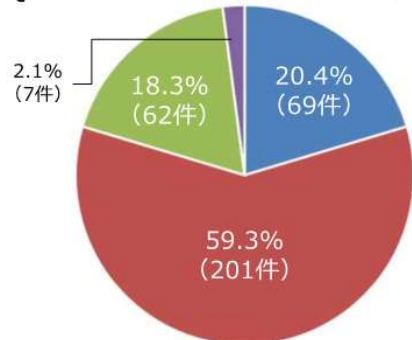
- 事業継続性等の点から問題ないと地方運輸局長等が認めた場合には、最低車両台数の緩和を認めることができることとし、柔軟に法人タクシー事業の維持や新規参入を行うことができるようにする。

Q.最低車両台数の緩和は地方・過疎地域での営業所維持に役立つと思うか。



- 1. 最低車両台数を引き下げてもらえば、引き続き営業所を維持できると思うので、ぜひ、引き下げてほしい。
- 2. 引き下げても、変わらないと思う。
- 3. わからない。

Q.何台に引き下げればよいと思うか。



- 1. 1台
- 2. 2台
- 3. 3台
- 4. 4台

(全国ハイヤー・タクシー連合会調べ)

R5.11.24近運自二公示第39号

「法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準 における最低車両台数の弾力的取扱いについて」

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/R5.11.24sinsakijun-saiteisharyousuutoriatukai.pdf>



→R5. 10. 31 近運自二公示第36号で措置済み

背景・必要性

- 法人タクシー事業を展開するに当たって必要となる施設（営業所、休憩施設や車庫）には、事業の確実な実施や継続性などを担保する観点から、使用権原の期間（3年）や他の用途に使用される土地との明確な区画といった様々な設置要件が存在している。
- 他方、地域実情や季節の繁閑等に応じて機動的にタクシーサービスを提供するニーズが高まっている。
- また、レンタサイクルや運転手が通勤に使う自家用車の駐車スペースなど、施設等をタクシー事業以外の用途に有効活用するニーズがある。

概要

- 施設設置の際の、使用権原の期間に関する要件、営業所と休憩施設・車庫の距離に関する要件や休憩施設・車庫を専用の区画にする要件を緩和することにより、交通不便地域における機動的なサービスの提供を可能とするとともに、法人タクシー事業に係る施設等の有効活用を促進する。

現状

- 営業所、休憩施設、車庫ともに申請者（タクシー事業者）が土地及び建物について3年以上の使用権原を有することが必要
- 休憩施設及び車庫は、原則営業所に併設し、できない場合は2km以内に設置する。また、他の区画と明確に区分することが必要



制度の改善内容

R5.10.31近運自二公示第36号

「法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/R5.10.31sinsakijun-houjin.pdf>



一角を営業所、休憩施設や車庫として活用

→R6. 1. 25 近運自二第43号公示改正にて措置済み

背景・必要性

- 個人タクシーについては、一定の豊富な経験を有すると認められる運転手に限り、人口が概ね30万人以上のいわゆる流し営業が成り立つ都市を含む営業区域において、地方運輸局長等が認める場合に限り許可されている。
- 人口が少ない地方部においては法人タクシー事業者が撤退してしまった地域もある。そうした地域において、都市部で十分な経験を積み地方部にUターン・Iターンなどをしようとする運転者が個人タクシー事業者として運送を担おうとしてもできない状況。

概要

- 人口が30万人未満の地域においても、地域公共交通会議など地域における議論も勘案しつつ、地方運輸局長等が認めた場合については、個人タクシーの営業を認める（※）。

※1年以上の個人タクシー事業の実績のある者に限る。

- その際には、当該地域における地理や実情に通じた法人タクシー事業者による運行管理を条件とする。



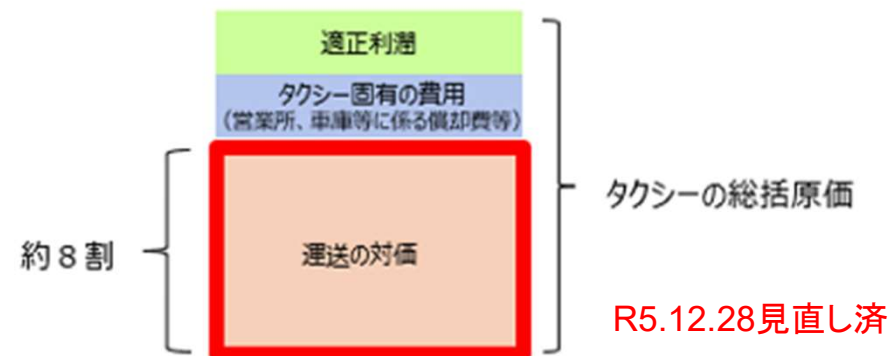
「時間帯による空白」の概念の取込み

- 「交通空白地」の目安を数値で示すとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念を通達上明記



「対価」の目安の見直し

- 対価の目安を地域のタクシー運賃の「約8割」とすることを通達上明記



株式会社が参画できることの明確化

- 交通空白地有償運送の実施地域において、自治体等実施主体からの受託により、株式会社の参画が可能であることを通達上明記



観光地における宿泊施設の車両の共同使用の促進

- 宿泊施設が所有している車両について、使用されていない時間帯に自治体等自家用有償旅客運送の実施主体に提供し、ホテル間の運送や地域住民等の運送に活用することが可能であることを通達上明記



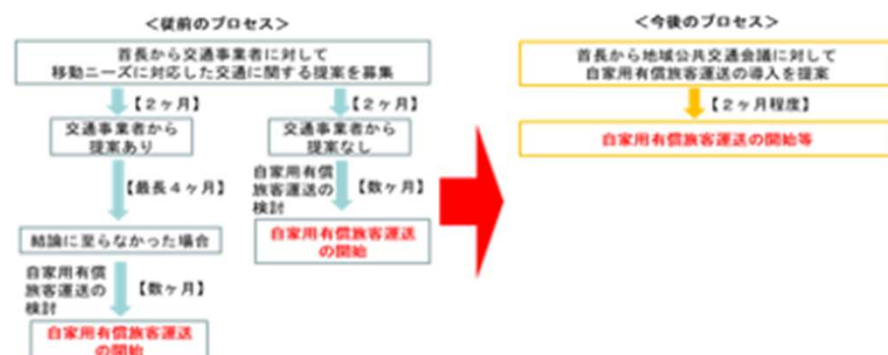
道路運送法第78条

自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 2号 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記



タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記



運送区域の設定の柔軟化

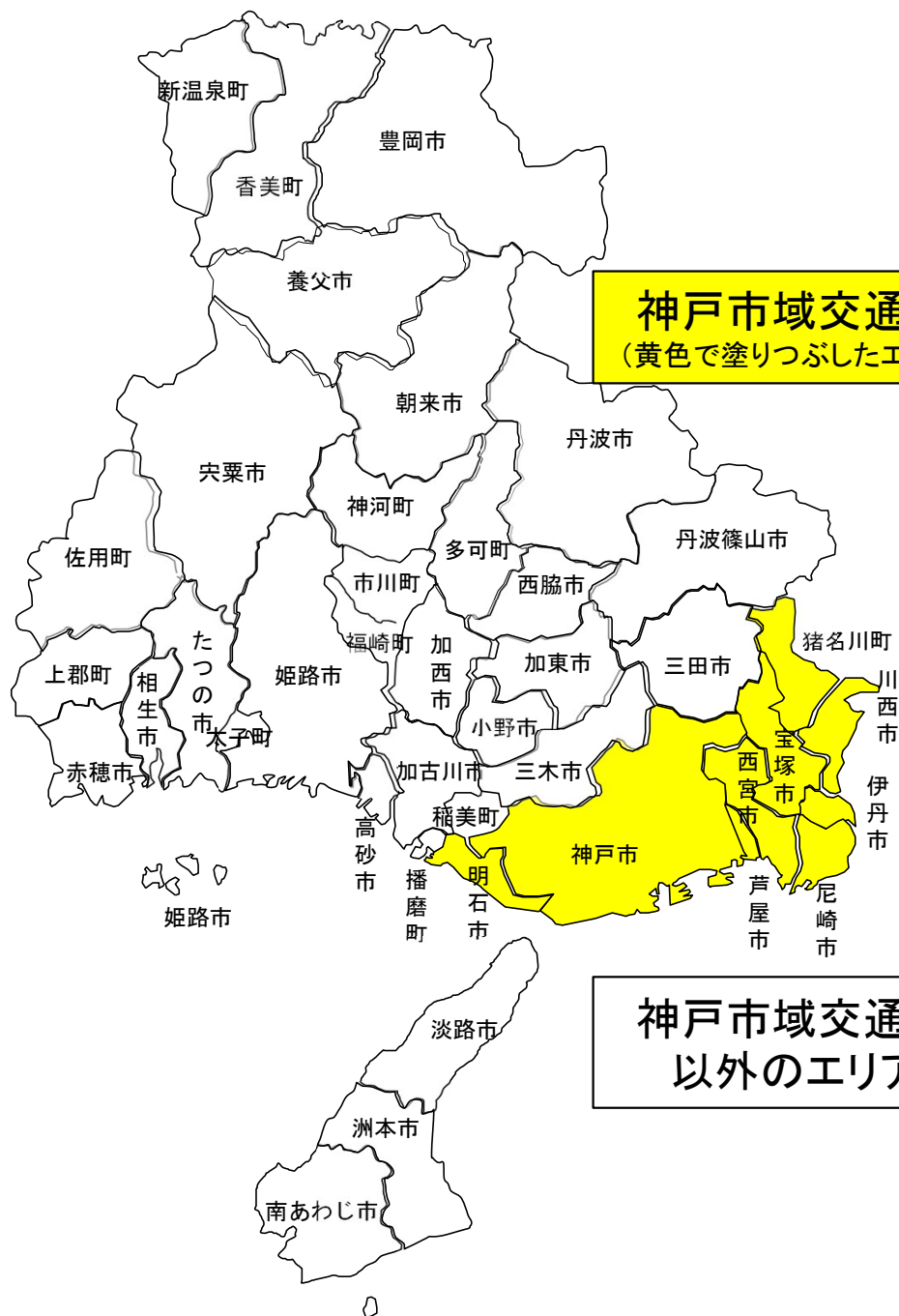
- 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記



ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記

- ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② 手法としては、
 - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内でないことから、これを3ヶ月ごとに確認。



不足車両数(R6.4.26公表)

水・金 0時台~3時台 100台
金・土 17時台~翌日5時台 510台



R6.5 公表した不足車両数の半分の許可

現在の許可車両 水・金 50台
金・土 255台

「日本版ライドシェアのバージョンアップ」として対象となる日時の拡大が行われている

タクシー会社を実施意向がある場合のみなし不足車両数

金・土 16時台~翌日5時台
当該営業区域のタクシー車両数の5%
(対象曜日・時間帯、車両数について、不足する場合の例外あり)

または

営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を兵庫陸運部へ申し出た場合は、その内容を不足車両数とみなす。

➡ **まずは兵庫陸運部にご相談を**

運行開始：59地域、340自治体、許可済：40地域、144自治体、申し出：29地域、105自治体

【運行開始地域一覧】

※ 自治体数は交通圏に含まれる自治体数の合計

運行開始 (月日)	運行エリア (交通圏又は自治体)	許可 事業者数
4月8日	東京（特別区・武三交通圏：東京都特別区、武蔵野市、三鷹市）	130社
4月8日	京都（京都市域交通圏：京都市、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）	21社
4月12日	神奈川（京浜交通圏：横浜市、川崎市、横浜質市、三浦市）	43社
4月26日	愛知（名古屋交通圏：名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村）	26社
4月26日	長野（軽井沢町）	4社
5月31日	埼玉（県南中央交通圏：川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町）	24社
5月31日	大阪（大阪市域交通圏：大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市）	29社
5月31日	神戸（神戸市域交通圏：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、猪名川町）	35社
5月31日	広島（広島交通圏：広島市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町）	23社
6月7日	宮城（仙台市）	9社
6月7日	富山（富山交通圏：富山市）	1社
6月8日	千葉（千葉交通圏：千葉市、四街道市）	9社
6月12日	福岡（福岡交通圏：福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）	37社
6月21日	石川（金沢交通圏：金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）	8社
6月22日	北海道（札幌交通圏：札幌市、江別市、石狩市、北広島市）	28社
7月5日	静岡（静岡交通圏：静岡市）	3社
7月12日	埼玉（県南東部交通圏：春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、加須市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町）	12社
7月20日	茨城（水戸県央交通圏：ひたちなか市、水戸市、笠間市、那珂市、東海村、大洗町、茨城町）	8社
7月22日	三重（志摩市）	1社
7月26日	青森（青森交通圏：青森市、平内町、蓬田村）	1社
8月2日	埼玉（県南西部交通圏：川越市、所沢市、飯能市、栗松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村）	10社
8月2日	岐阜（岐阜交通圏：岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市、岐南町、笠松町、北方町）	4社
8月16日	沖縄（石垣市）	7社
8月30日	沖縄（宮古島市）	3社
8月30日	福井（福井交通圏：福井市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、越前町）	4社
8月30日	福井（敦賀交通圏：敦賀市、美浜町、若狭町）	2社

運行開始 (月日)	運行エリア (交通圏又は自治体)	許可 事業者数
8月30日	沖縄（沖縄本島：那覇市、宮野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町）	25社
8月30日	岐阜（美濃・可児交通圏：関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、坂祝町、富加町、御嵩町）	2社
8月31日	福井（武生交通圏：越前市、池田町、南越前町、越前町）	1社
9月20日	東京（南多摩交通圏：八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市）	5社
9月27日	千葉（東葛交通圏：松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市）	9社
10月1日	佐賀（佐賀市）	2社
10月4日	岐阜（大垣交通圏：大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡）	2社
10月5日	東京（北多摩交通圏：立川市、府中市、国立市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、小平市、西東京市、昭島市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市、東久留米市）	8社
10月9日	新潟（新潟市のうち、平成17年3月21日に編入された旧白根市の区域）	2社
10月11日	広島（東広島市：東広島市、三原市）	2社
10月11日	千葉（京葉交通圏：市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市、浦安市）	8社
10月11日	神奈川（県央交通圏：藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、寒川町、大磯町、二宮町、愛川町、清川村、中井町）	24社
10月18日	鳥取（鳥取交通圏：米子交通圏、倉吉交通圏、境港市、八頭郡、西伯郡）	7社
10月25日	島根（益田市）	1社
11月1日	高知（高知交通圏：高知市、いの町（旧吾北村、本川村区域を除く））	9社
11月14日	香川（高松交通圏：高松市）	24社
11月15日	福井（大野市）	1社
11月15日	熊本（熊本交通圏：熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町）	9社
11月15日	神奈川（湘南交通圏：鎌倉市、逗子市、葉山町）	4社
11月22日	福岡（北九州交通圏：北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）	2社
11月23日	鹿児島（伊佐市）	1社
11月29日	群馬（桐生市）	2社
11月29日	茨城（県南交通圏：石岡市、つくば市、土浦市、牛久市、龍ヶ崎町、取手市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、小美玉市、阿見町、美浦村、河内町、利根町）	11社
11月29日	香川（西讃交通圏：観音寺市（島嶼部を除く）、三豊市（島嶼部を除く））	2社
12月5日	三重（伊勢市）	3社
12月6日	山口（柳井交通圏：柳井市、上関町、田布施町、平生町）	2社
12月6日	鳥取（米子交通圏：米子市、日吉津村、境港市（米子空港区域））	6社
12月6日	愛媛（松山交通圏：松山市（島嶼部を除く）、東温市、砥部町、松前町）	9社

R6年7月	8月	9月	10月	11月	12月
▼雨天時における供給車両数・時間帯の拡充 (6/28)					
	▼酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充 (8/2)				
	▼イベント時における供給車両数・時間帯の拡充 (8/2)				
		▼災害時・復旧復興時における活用 (9/4)			
		▼配車アプリが普及していない地域での導入 (9/4)			
		▼貨客混載の導入 (9/4)			
		▼協議運賃の導入 (9/4)			
		▼大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充 (9/4)			
		▼マッチング率の算定方法の改善について (9/4)			
	▼新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化の検討 (8/6～)				▼とりまとめ
		▼タクシー以外の交通事業者（バス、鉄道等）の参入の検討 (8/27～)			▼とりまとめ

第1弾とりまとめ

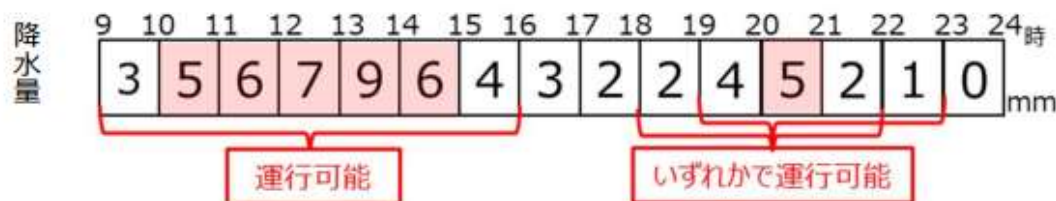
第2弾とりまとめ

- 雨天時においては移動需要が大きくなるため、**一定の降水量（1時間5mm以上の降水量）が予測される時間帯及びその前後**に、日本版ライドシェアの**供給車両数を拡充**する。

時間帯の拡充

降水量の予報が1時間5mm以上となる時間帯及びその前後の1時間

※時間帯が3時間以下となる場合には、前後を含めて、計4時間までの稼働が可能



供給車両数の拡充

【通常稼働していない時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数までを使用可能**とする。

【通常稼働している時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数の2倍までを供給可能**とする。

対象の営業区域

大都市部（12地域）

- ・昨年の夏の平均気温は、統計開始以来最も高く、今年の夏も引き続き酷暑となる日が増えており、利用者の利便性向上の観点から、「移動の足」の確保が大変重要となっている。
- ・このため、酷暑が予想される日の気温が35℃以上予報されている時間帯に、日本版ライドシェアの車両の使用を可能とする。

使用可能な時間帯について

①前々日の10時時点で気温の予報が35℃以上となった時間帯

②その前後1時間

においては、日本版ライドシェアの車両使用が可能。

※1回の使用可能時間が3時間以下となる場合には、当該時間帯の前後いずれか1時間まで追加して使用が可能（計4時間まで）



使用可能な車両数について

【これまでは使用不可であった時間帯】

各営業区域において使用できる日本版ライドシェア車両の最大までを使用可能とする。

【これまでも使用可能であった時間帯】

各営業区域において使用できる日本版ライドシェア車両の最大の2倍までを使用可能とする。

対象の営業区域

大都市部（12地域）

以下の都市及びその周辺のエリア

東京都特別区、横浜市・川崎市、名古屋市、京都市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市

※他の地域については今後検討

- ・ イベント開催時及び花見や紅葉等のシーズンにおける、一時的な観光客等の移動需要の増加に対応するため、タクシー事業者がイベント主催者等から要請を受けた場合に加え、タクシー事業者団体が関係地方公共団体と調整・相談した場合においても、日本版ライドシェアの供給拡充を可能とする。

日本版ライドシェアの供給拡充を認める手順

- (1) **タクシー事業者がイベント主催者又は周辺地方公共団体からの要請を受けて実施する場合**
 - イベント主催者等が日本版ライドシェアの拡充を求める旨の要請書をタクシー事業者に提出する。
 - 要請書に記載の時間帯・車両数の範囲内において、運輸支局等は拡充を認める。
- (2) **タクシー事業者団体が関係地方公共団体と調整・相談の上実施する場合^(※)**
 - タクシー事業者団体は、実施理由・期間・地域・車両数等を記載した実施計画書を作成の上、関係地方公共団体と調整・相談する。
 - 実施計画書記載の範囲内において、運輸支局等は時間帯・車両数の拡充を認める。

※タクシー事業者団体は、実施状況について継続的に関係地方公共団体に情報共有する。

※運輸支局等は、交通渋滞の悪化等の外部不経済を招くことのないよう、必要に応じて供給の適正化を図る。

- 地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、タクシーを補完し、被災地における輸送サービスを確保するため、日本版ライドシェアによる運送を可能とする。

災害対応時における日本版ライドシェアの活用

- 地震や台風等の災害発生時又は復旧過程で、タクシーが不足する場合において、安全が確保できることを前提に、**自治体等からの要請**を踏まえ、**車両数及び実施期間を調整**。
- 輸送ニーズを踏まえ、時間制運賃の適用が可能。
- 他の営業区域のタクシー会社による応援も可能。

必要に応じて、**災害時等の緊急輸送協定**に日本版ライドシェアを追加するか検討をお願いします。



- ・ 特に大都市圏における鉄道については、大幅な遅延が生じた場合に拠点駅で旅客が滞留するケースがある。
- ・ 荒天や事故などにより鉄道等の公共交通機関に遅延が生じ運行再開の見込みがない場合、タクシーによる区域外運送とあわせて日本版ライドシェアによる輸送を可能とする。

【活用可能なケース】

鉄道等の運行再開までに概ね3時間以上
要する場合及びそれに準ずる遅延等が
見込まれる場合



- 2024年8月9日に発生した地震の影響により鉄道が終日運転見合わせを決めたため、鉄道利用者が海老名駅に滞留し、他の輸送機関の到着を待っている様子。(神奈川新聞より)

【対応策】

- ① 鉄道による振替輸送
- ② バスによる代替輸送

+

- ③ タクシーによる輸送
(道路運送法第20条第1号に基づく区域外運送を含む)
- ④ 日本版ライドシェアによる輸送

※タクシー等による輸送対応を速やかに実施できるよう、地方運輸局等は、鉄道事業者及びバス・タクシー事業者団体との連絡体制を構築する。

※運輸局等が輸送ニーズを把握し、供給車両数等を適時適切に判断する。